

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針に係る

パブリックコメントの実施結果について

平成29年7月31日
いじめ・不登校総合対策センター

- 1 実施期間：平成29年6月9日（金）から6月26日（月）まで
- 2 募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所等設置の意見箱
電子アンケート
- 3 募集結果：意見総数866件（800名）（年代：10代28名、20代65名、30代154名、40代223名、50代188名、60代97名、70代以上45名）
反映した意見69件、盛り込み済の意見27件、今後の検討課題14件、
検討したが反映しない意見16件、その他（感想等）740件

4 主な意見と対応方針

主な意見の概要	対応方針
「学校いじめ対策組織に情報を集約・整理する担当を設けること、管理職の承認を得た上で実行に移すこと」の部分具体的に記述してはどうか。担当を初めから明記してはどうか。既存の体制で代替できるのかなどがわかりにくい。	「情報を集約・整理する担当を設け、その担当が中心になって、管理職への報告を行い判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行います。なお、この担当は、校種・学校規模等、学校の実態に合わせて決定します。」と記載する。
「学校いじめ対策組織の役割」について未然防止、早期発見についての具体的な記述が必要ではないか。	未然防止の部分に「いじめの定義・判断基準や事例を教職員に周知し」と書き加える。早期発見の部分に「いじめが疑われる事案の情報収集を行い、」と書き加える。
アンケートについて形式や方法を統一すべきではないか。	今後アンケートの形式、内容、やり方等について県としての案を示す。
「いじめの重大事態」の部分のいじめの定義について「・・・疑いがあると認めるとき。」の主語が必要ではないか。	「・・・疑いがあると学校設置者が認めるとき。」と加筆する。
「重大事態への対処」について、「鳥取県いじめ問題検証委員会」は県立高校の場合のみの記述か。市町村立学校についての記述が必要ではないか。	○公立学校、私立学校を想定した記述にし、地方公共団体の長は重大事態が発生した旨の報告・調査結果を受け、必要があると認めるときは附属機関を設けて調査を行うことができることを記載する。また国立学校についても記載する。 ○「鳥取県いじめ問題検証委員会」の役割について明記する。 ○再調査を行ったときは、地方公共団体の長がそれぞれ議会に報告することを記載する。
重大事態の調査結果の公表する場合の留意事項について記載すべきではないか。	「調査結果の公表、公表の方法等の確認」の項目を設け、公表の際の留意点、いじめを受けた児童生徒・保護者への事前の説明等について記載する。

5 実施後の対応

- ・7月定例教育委員会議決により方針を決定し、市町村教育委員会、県立学校等に通知した。
- ・7月28日管理職対象の「いじめ問題に関する行政説明会」で改定のポイントを説明した。